

(仮 訳)

バーゼル銀行監督委員会

コンプライアンスおよび
銀行のコンプライアンス機能

2005年4月

目 次

はじめに.....	1
コンプライアンスに関する取締役会の責任.....	4
原則 1.....	4
コンプライアンスに関する上級管理職の責任.....	4
原則 2.....	4
原則 3.....	5
原則 4.....	6
コンプライアンス機能の原則.....	6
独立性.....	6
原則 5.....	6
地位.....	6
コンプライアンス統括者.....	7
利益相反.....	8
情報および職員へのアクセス.....	9
資源.....	9
原則 6.....	9
コンプライアンス機能の責任.....	10
原則 7.....	10
助言.....	10
ガイダンスと教育.....	10
コンプライアンス・リスクの把握、測定、評価.....	11
モニタリング、テスト、報告.....	11
法令上の責任および外部関係者との連絡.....	12
コンプライアンス・プログラム.....	12
内部監査との関係.....	12
原則 8.....	12
その他の事項.....	13
クロスボーダーの問題.....	13
原則 9.....	13
アウトソーシング.....	13
原則 10.....	13

バーゼル銀行監督委員会・会計タスクフォース

議長

Prof Dr Arnold Schilder,
The Netherlands Bank, Amsterdam

Banking, Finance and Insurance Commission, Brussels	Mr Marc Picqueur
Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Toronto	Ms Karen Stothers
Banking Commission, Paris	Ms Sylvie Matherat
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Mr Karl-Heinz Hillen
Federal Financial Supervisory Authority (BAFin), Bonn	Mr Ludger Hanenberg
Bank of Italy, Rome	Dr Carlo Calandrini
日本銀行、東京	福澤 恵二
金融庁、東京	大城 健司
Surveillance Commission for the Financial Sector, Luxembourg	Mr Guy Haas
The Netherlands Bank, Amsterdam	Mr Michael Dobbyn
Bank of Spain, Madrid	Mr Anselmo Diaz Fernandez
Finansinspektionen, Stockholm	Mr Percy Bargholtz
Swiss Federal Banking Commission, Berne	Mr Stephan Rieder
Bank of England, London	Mr Ian Michael
Financial Services Authority, London	Ms Caroline Morgan
Board of Governors of the Federal Reserve System, Washington, DC	Mr Gerald Edwards, Jr
Federal Reserve Bank of New York	Mr Arthur Angulo
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, DC	Mr Zane Blackburn
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, DC	Mr Robert Storch

オブザーバー

Central Bank of Brazil	Mr Amaro Luiz de Oliveira Gomes
European Central Bank	Ms Fatima Pires
European Commission, Brussels	Mr Vitorio Pinelli
Financial Stability Institute	Mr Jason George
Monetary Authority of Singapore, Singapore	Mr Low Kwok Mun
Austrian National Bank, Vienna	Mr Martin Hammer
Saudi Arabian Monetary Agency, Riyadh	Mr Abdulelah Alobaid

事務局

Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Ms Donna Bovolaneas
Bank for International Settlements Mr Rory Macfie

はじめに

1. 銀行監督を巡る諸問題に取り組み、銀行組織における健全な実務を促進するための継続的な努力の一環として、バーゼル銀行監督委員会（以下バーゼル委）は、銀行のコンプライアンス（法令等遵守）・リスクおよびコンプライアンス機能に関するこのハイレベル・ペーパーを公表する。銀行監督当局は、コンプライアンスに係る有効な方針と手続きが守られていること、および、法令等への違反が認識された時に経営陣が適切な是正措置をとっていることを確認しなければならない。
2. コンプライアンスはトップから始まる。コンプライアンスは、正直さと誠実さの基準が重視され、取締役会と上級管理職が範を示すような企業文化において最も効力を発揮する。コンプライアンスは銀行内の全ての人々に関わる問題であり、銀行の業務活動の不可欠な一部とみなされるべきである。銀行は、業務の遂行に際して自らに高い基準を課し、法律の文言のみならずその精神を遵守するよう常に努力すべきである。自らの行動が株主、顧客、職員および市場に与える影響を考慮することを怠れば、何ら法律違反は犯していないとしても、非常に不利なかたちで取り沙汰されて評判に傷がつくかもしれない。
3. このペーパーにおいて「コンプライアンス・リスク」とは、銀行業務に適用される法律、規制、規則、関連自主規制機関の基準および行動規範（以下、総称して「コンプライアンスに係る法律、規則および基準」）を遵守しなかった結果として銀行が被り得る法律上または規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失として定義される。
4. コンプライアンスに係る法律、規則および基準は、一般に、正しい市場行動基準を遵守すること、利益相反を管理すること、顧客を公正に取り扱うこと、顧客への助言の適切性を確保すること、といった事柄をカバーする。また、通常はマネーロンダリングやテロ資金調達の防止といった特定の分野も含まれるほか、銀行商品の仕組みや顧客への助言に関連する税法にも及ぶ場合がある。銀行は、顧客が規制上ないし財務報告上の要請を回避したり、納税義務を逃れたり、あるいは不法行為の一助として利用する意図を持っていることを知りつつ取引に関与した場合、自らを深刻なコンプライアンス・リスクに晒すことになる。
5. コンプライアンスに係る法律、規則および基準は、議会が制定した法律、立

法者や監督当局が定めるその他の規則および基準、市場の慣習、業界団体が推奨する実務規範、銀行職員に適用される内部の行動規範といった様々な源泉を有する。上述の理由により、それらは法的強制力の範囲を超えて、より広範な誠実性と行動倫理の基準を包含すると考えられる。

6. コンプライアンスは組織の文化の一部となっているべきであり、単にコンプライアンスを専門分野とする職員のための責任ではない。しかし、以下に述べる「コンプライアンス機能の原則」を満たすコンプライアンス機能を設置することにより、銀行はより効果的なコンプライアンス・リスクの管理ができるであろう。このペーパーにおいて「コンプライアンス機能」とは、コンプライアンスに係る責任を遂行する職員を意味し、特定の組織構造のあり方を規定する意図はない。
7. コンプライアンス機能の組織は銀行によって大きく異なる。規模の大きい銀行では、コンプライアンス担当職員が銀行の業務ラインの内部に配置されていることがあり、国際的に活動する銀行の場合は更にグループ全体および地域毎にコンプライアンス・オフィサーが設けられていることがある。より小規模な銀行では、コンプライアンス機能の職員はひとつの部署に配置されているかもしれない。データ保護、マネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止といった特定の分野について独立した部署を設けている銀行もある。
8. 銀行は、リスク管理に関する自行の戦略や構造と整合的にコンプライアンス機能を組織し、コンプライアンス・リスク管理の優先事項を設定すべきである。例えば、コンプライアンス・リスクとオペレーショナル・リスクの一部の側面とが密接に関連しているため、オペレーショナル・リスク機能の内部にコンプライアンス機能を設置したいと考える銀行もあろう。また、コンプライアンス機能とオペレーショナル・リスク機能を別々に設置するものの、コンプライアンス関連事項については両機能の間に緊密な協力を求めるメカニズムを設置することを選択する銀行もあろう。
9. コンプライアンス機能は、銀行内部でどのように組織されようとしており、十分に資源を与えられ、責任が明確にされているべきであり、その活動は内部監査機能により定期的に独立した検証を受けるべきである。原則5から8は、これらのハイレベルの原則についてより詳しく論じており、補足するガイダンスはこれらの原則に関する健全な実務を提示している。これらの原則は全ての銀行に適用されるべきであるが、実際にどのように適用することが望ましいかは、個々の銀行が判断することである。銀行は、このペーパーに提示されていない実務であっても、健全であり、当該銀行のコン

プライアンス機能が有効に機能していることを全体として示すような実務であれば従うことができるかもしれない。これらの原則を如何に実施するかは、銀行の規模、業務の性質、複雑性、地理的範囲、および当該銀行に適用される法律や規制の枠組に依存しよう。例えば、このペーパーが推奨する具体的な措置の一部は、より小規模な銀行にとって完全に実施することは実務的でないかもしれない。しかし、そうした場合でも、他の措置を採ることによって同様の効果を得ることが可能であるかもしれない。

10. このペーパーにおける原則は、ガバナンスの構造が取締役会および上級管理職によって構成されていることを想定している。取締役会および上級管理職の機能に関する法律上、規制上の枠組みは、国によって、また、企業の種類によっても異なる。したがって、このペーパーにおける原則は、各国のコーポレート・ガバナンスの構造および企業の種類に応じて適用されるべきである¹。
11. このペーパーにおいて「銀行」とは、一般に、銀行、銀行グループ、および銀行を主たる子会社とする持株会社を指す。
12. このペーパーは、次のものを含むバーゼル委員会の幾つかの関連するペーパーとともに読まれるべきである。
 - 銀行組織における内部管理体制のフレームワーク（1998年9月）
 - 銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化（1999年9月）
 - 銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係（2001年8月）
 - 銀行の顧客確認に関するガイダンス（2001年10月）
 - オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス（2003年2月）
 - 自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組（2004

¹ バーゼル委は、取締役会及び上級管理職の機能に関して、国によって法律上及び規制上の枠組みが大きく違うことを認識している。国によっては、取締役会は執行主体（上級管理職、一般管理職）に対する唯一の、あるいは主たる監督機能を有し、後者が職務を全うするのを確実にしている。この理由により、取締役会は監督理事会（supervisory board）として位置付けられている。こうした場合、取締役会は業務執行機能は有していない。これに対し、銀行経営の全般的枠組みの設定など、より広範な権限が取締役会に与えられている国もある。こうした相違を踏まえ、このペーパーでは、取締役会および上級管理職の概念を法的構造の要素としてではなく、銀行の内部における二つの意思決定機能を示すものとして用いる。

年6月)

- 顧客確認に係る連結ベースのリスク管理（2004年10月）

13. このペーパーでは、まずコンプライアンスに関する銀行の取締役会および上級管理職の責任について論じ、次いで銀行のコンプライアンス機能を律すべき原則について述べる。

コンプライアンスに関する取締役会の責任

原則1

銀行の取締役会は、銀行のコンプライアンス・リスク管理を監視する責任を負う。取締役会は、恒久的かつ有効なコンプライアンス機能確立する正式な文書を含め、コンプライアンスに関する銀行の方針を承認すべきである。取締役会あるいは取締役会の委員会は、少なくとも年に一度、銀行がコンプライアンス・リスクをどの程度有効に管理しているかを評価すべきである。

14. 序文に述べたとおり、コンプライアンスに関する銀行の方針は、取締役会が正直さ、誠実さの価値観を組織内で涵養しない限り有効にはならない。適用される法律、規則および基準へのコンプライアンスは、この目的における基本的な手段とみなされるべきである。取締役会は、他のカテゴリーのリスクの場合と同様に、銀行のコンプライアンス・リスクを管理するため適切な方針が定められていることを確実にする責任を負う。取締役会は、上級管理職がコンプライアンス機能の支援を得てコンプライアンスに関する問題点を有効かつ迅速に解決していることを確実にするなど、方針の実施を監視すべきである。勿論、取締役会はこれらの任務を取締役会レベルの適切な委員会（例えば監査委員会）に委任することができる。

コンプライアンスに関する上級管理職の責任

原則2

銀行の上級管理職は、銀行のコンプライアンス・リスクを有効に管理する責任を負う。

15. 次に述べる2つの原則は、この一般原則の最も重要な要素を明らかにするも

のである。

原則 3

銀行の上級管理職は、コンプライアンスに関する方針を策定、周知し、それが遵守されることを確実にし、銀行のコンプライアンス・リスクの管理について取締役会に報告する責任を負う。

16. 銀行の上級管理職はコンプライアンスの方針を文書として策定する責任を負う。方針には、上級管理職および職員が従うべき基本的な原則が定められ、組織内の全てのレベルにおいてコンプライアンス・リスクを把握、管理する主要なプロセスが説明されているべきである。明確性と透明性は、すべての職員に向けた一般基準と特定のグループの職員にのみ適用される規則を区別することによって向上するかもしれない。
17. コンプライアンスの方針が遵守されることを確実にする上級管理職の義務は、違反が把握された場合に適切な改善または懲戒的措置がとられることを確実にする責任を含む。
18. 上級管理職は、コンプライアンス機能の支援の下に、
 - ・ 少なくとも年に一度、銀行が直面する主要なコンプライアンス・リスクとその管理計画を把握、評価すべきである。既存のコンプライアンス・リスクを有効に管理することについて何らかの欠陥（方針、手続き、適用、実行）が認められた場合や、年に一回行われるコンプライアンス・リスク評価によって新たなコンプライアンス・リスクが把握されたため追加的な方針や手続きが必要となった場合には、リスク管理計画において所要の対応がとられているべきである²。
 - ・ 少なくとも年に一度、取締役会あるいは取締役会の委員会に対し、銀行のコンプライアンス・リスク管理について報告すべきである。報告は、銀行がコンプライアンス・リスクを有効に管理しているかどうかについて、取締役が十分な情報を得たうえで判断するために役立つべきである。
 - ・ 重大なコンプライアンス違反（例えば、重要な法律上ないし規制上の処罰、重大な金銭的損失あるいは評判上の損失につながるかもしれない違反）があれば、取締役会あるいは取締役会の委員会に対して速やかに報告すべきである。

² パラグラフ 41 参照。

原則 4

銀行の上級管理職は、コンプライアンスに係る銀行の方針の一部として、銀行内に恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を確立する責任を負う。

19. 上級管理職は、銀行が以下の原則を満たす恒久的かつ有効なコンプライアンス機能に依拠することができるように、必要な手段を講じるべきである。

コンプライアンス機能の原則

独立性

原則 5

銀行のコンプライアンス機能は独立しているべきである。

20. 独立性の概念には関連する4つの要素が含まれる。各々の要素については以下でより詳しく述べる。第一に、コンプライアンス機能は銀行内で正式な地位を与えられているべきである。第二に、銀行のコンプライアンス・リスク管理を調整することについて総合的な責任を有するコンプライアンス・オフィサーないしコンプライアンス統括者が置かれているべきである。第三に、コンプライアンス機能の職員、特にコンプライアンス統括者は、コンプライアンス関連の責任と彼らが有するかもしれないその他の責任が相反し得るポジションにつくべきではない。第四に、コンプライアンス機能の職員は、その責任を遂行するために必要な情報や職員へのアクセスを有するべきである。
21. 独立性の概念は、コンプライアンス機能が様々な事業部門の管理職や職員と緊密に職務を行うことを排除するものではない。むしろ、コンプライアンス機能と事業部門の協力的な職務関係は、コンプライアンス・リスクを早期に把握、管理するための助けとなる。従って、以下に述べる諸要素は、コンプライアンス機能と事業部門の緊密な職務関係にかかわらずコンプライアンス機能の有効性を確保するためのセーフガードととらえられるべきである。これらのセーフガードを如何に適用するかは、ある程度、コンプライアンス機能の各職員に与えられている具体的な責任に依存する。

地 位

22. コンプライアンス機能は銀行内で正式な地位を有し、適切な立場と権限と独

立性を与えられているべきである。これは、コンプライアンスに関する銀行の方針またはその他の正式な文書に定められているかもしれない。当該文書は、銀行内の全ての職員に供覧されるべきである。

23. 上記文書では、コンプライアンス機能に関して以下の事柄が取り上げられているべきである。

- 役割と責任
- 独立性を確保するための手段
- 銀行内のその他のリスク管理機能および内部監査機能との関係
- コンプライアンスに関する責任が複数の部署の職員により遂行される場合は、それらの責任が部署間に如何に配分されるべきか
- 責任を果たすために必要な情報にアクセスする権利、および同情報提供に関する銀行職員の協力義務
- コンプライアンスに関する方針に対する潜在的な違反を調査し、適当な場合にはこの調査を行うために外部専門家を指名する権利
- 上級管理職や、必要であれば取締役会ないし取締役会の委員会に対し、気付いた事柄について自由に述べたり開示したりする権利
- 上級管理職に正式な報告を行う義務
- 取締役会ないし取締役会の委員会に直接アクセスする権利

コンプライアンス統括者

24. 各々の銀行には、自行のコンプライアンス・リスクを把握、管理する任務を調整し、コンプライアンス機能の他の職員の活動を監督する責任を有する役員ないし上級職員が置かれているべきである。このペーパーでは、このポジションを「コンプライアンス統括者」と称する³。

25. コンプライアンスに関する責任を遂行する職員とコンプライアンス統括者の間の報告ラインおよびその他の機能上の関係は、当該銀行がコンプライアンス機能をどのように組織しているかによって異なる。コンプライアンス機能の

³ 一部の銀行では、コンプライアンス統括者は「コンプライアンス・オフィサー」という職名を有する。また、一部の銀行では、「コンプライアンス・オフィサー」という職名はコンプライアンスに関する具体的な責任を遂行する職員を意味する。

職員が業務部門や地域の子会社に所属する場合は、その業務部門や地域の管理職に報告を行うかもしれない。こうした場合も、それらの職員が自らのコンプライアンス関連の責任に関してコンプライアンス統括者に直接報告するラインを併せ持っているのであれば問題ない。コンプライアンス機能の職員が独立したサポート部門（例えば、法務・財務コントロール、リスク管理など）に属している場合は、それらの部門の職員からコンプライアンス統括者への報告ラインが別途設けられている必要はないかもしれない。しかし、コンプライアンス統括者が自らの責任を有効に果たすことができるように、それらの部門は統括者と緊密に協力すべきである。

26. コンプライアンス統括者は上級管理職の一員であるかもしれないし、そうでないかもしれない。コンプライアンス統括者が上級管理職の一員である場合は、業務ラインに関する直接の責任を有するべきではない。コンプライアンス統括者が上級管理職の一員でない場合は、業務ラインに関する直接の責任を有していない上級管理職メンバーに対して直接の報告ラインを有しているべきである。
27. 銀行の監督当局および取締役会は、コンプライアンス統括者がそのポジションに就く時および離れる時に通知を受けるべきであり、ポジションを離れる場合は離任の理由も通知されるべきである。国際的に活動している銀行が現地国にコンプライアンス・オフィサーを置いている場合は、現地国の監督当局に対しても現地のコンプライアンス統括者の着任および離任について同様に通知されるべきである。

利益相反

28. コンプライアンス統括者およびコンプライアンスに関する責任を有するその他の職員の独立性は、コンプライアンス関連の責任とその他の責任の間に、現実の、あるいは潜在的な相反があるようなポジションに彼らがおかれた場合には損なわれるかもしれない。バーゼル委は、コンプライアンス機能の職員はコンプライアンス関連の責任のみを果たすのが好ましいと考える。しかし同委は、小規模銀行や小規模な業務部門、あるいは地域の子会社においてはこれが実務的でないかもしれないことを認識している。従って、そうした場合には、潜在的な利益相反が回避されることを条件として、コンプライアンス機能の職員がその他の職務を遂行するかもしれない。
29. コンプライアンス機能の職員の独立性は、同職員の報酬と、同職員がコンプライアンスに関する責任を遂行している業務ラインの財務成績が連動して

いる場合にも損なわれるかもしれない。しかし、銀行全体の財務成績に連動した報酬は一般的に容認されるべきである。

情報および職員へのアクセス

30. コンプライアンス機能は、自らの判断で、いかなる職員とも連絡をとり、その責任を果たすために必要ないかなる記録またはファイルにもアクセスする権利を有しているべきである。
31. コンプライアンス機能は、コンプライアンス・リスクが存在する銀行内のすべての部署において、自らの判断でその責任を果たすことができるべきである。コンプライアンス機能は、コンプライアンスに関する方針に対する潜在的な違反を調査し、銀行内の専門家（例えば法律専門家や内部監査人）に支援を要請したり、適切であれば外部専門家にそうした任務の遂行を依頼したりする権利を有しているべきである。
32. コンプライアンス機能は、上級管理職に対して、調査によって明らかになった不正行為または潜在的な違反について、経営陣または他の職員からの報復または冷遇を恐れることなく自由に報告できなければならない。コンプライアンス機能の通常の報告対象は上級管理職であるが、必要と認められる場合には、通常の報告ラインを介さずに取締役会ないし取締役会の委員会に直接アクセスする権利を有しているべきである。また、少なくとも年に一回、取締役会および取締役会の委員会がコンプライアンス統括者と会合をもつことは有益であるかもしれない。こうした会合は、銀行がどの程度有効にコンプライアンス・リスクを管理しているかを取締役会ないし委員会が評価するための助けとなるからである。

資 源

原則 6

銀行のコンプライアンス機能は、責任を有効に果たすために必要な資源を有するべきである。

33. コンプライアンス機能は、銀行内のコンプライアンス・リスクを有効に管理できるように十分かつ適切な資源を与えられているべきである。特に、コンプライアンス機能の職員は、特定の責務を果たすために必要な資格、経験および職業専門的、個人的資質を備えているべきである。コンプライアンス機能の職員は、コンプライアンスに係る法律、規則および基準、ならびにそれ

らが銀行業務に与える実務的な影響を十分に理解しているべきである。コンプライアンス機能の職員の職業専門的な能力、特にコンプライアンスに係る法律、規則および基準の変化への対応能力は、定期的かつ系統的な教育とトレーニングを通じて保持されるべきである。

コンプライアンス機能の責任

原則7

銀行のコンプライアンス機能の責任は、銀行が直面するコンプライアンス・リスクを上級管理職が有効に管理するのを支援することである。具体的な責任は以下のとおりである。これらの責任の一部が他の部署の職員により遂行される場合は、各部署への責任配分が明確にされているべきである。

34. コンプライアンスに関する責任のすべてが必ずしも「コンプライアンス部」や「コンプライアンス部門」によって果たされる訳ではない。コンプライアンスに関する責任は別の部署の職員により遂行されるかもしれない。例えば、ある銀行では法務とコンプライアンスは別々の部署となっているかもしれない。そして、法務部はコンプライアンスに係る法律、規則および基準について経営陣に助言し、職員への指針を作成する責任を負っており、一方、コンプライアンス部は、方針および手続きへのコンプライアンスを監視し、経営陣に報告する責任を負っている場合もある。また、ある銀行では、コンプライアンス機能の一部がオペレーショナル・リスクを担当するグループ、ないし、より一般的なリスク管理グループに存在かもしれない。異なる部署の間で責任が分担されている場合は、各部署への責任の配分は明確にされているべきである。また、各部署間および各部署とコンプライアンス統括者間の協力のための適切なメカニズム（例えば、適切な助言提供や情報交換のメカニズム）が存在すべきである。これらのメカニズムは、コンプライアンス統括者が自らの責任を有効に果たすことを確保するうえで十分なものであるべきである。

助 言

35. コンプライアンス機能は、コンプライアンスに係る法律、規則および基準について上級管理職に助言し、そうした法律等の最新動向を上級管理職が常に把握しているようにすべきである。

ガイダンスと教育

36. コンプライアンス機能は、以下のことについて上級管理職を支援する。

- 職員に対しコンプライアンス関連の問題について教育を行い、コンプライアンスに関する職員からの質問を受け付ける行内の連絡部署（contact point）として活動する。
- 方針や手続き、およびコンプライアンス・マニュアル、内部の行動規範、実務指針といった文書を通じ、コンプライアンスに係る法律、規則および基準の適切な実施に関する職員向けのガイダンスを作成する。

コンプライアンス・リスクの把握、測定、評価

37. コンプライアンス機能は、新しい商品や実務の開発する場合、新しいタイプの業務関係や顧客関係を結ぶことを検討している場合、あるいは業務関係や顧客関係の性質に大きな変化が生じる場合など、銀行の業務活動に関連するコンプライアンス・リスクを能動的に把握、記録、評価すべきである。新商品委員会が設置されている場合は、コンプライアンス機能の職員が同委員会に参加しているべきである。
38. コンプライアンス機能はまた、コンプライアンス・リスクを如何に測定するか（例えばパフォーマンス指標の利用）を検討し、コンプライアンス・リスクの評価を充実させるためにそれを用いるべきである。パフォーマンス指標を開発するに際しては、コンプライアンスに関する潜在的な問題を示唆するデータ（例えば、顧客の苦情、不規則なトレーディングや支払い事例の増加）の集計、選別といった技術がツールとして用いられるかもしれない。
39. コンプライアンス機能は、コンプライアンスに関する銀行の手続きや指針の適切性を評価し、把握された欠陥について迅速に追加の調査を行い、また、必要であれば修正のための提案を作成すべきである。

モニタリング、テスト、報告

40. コンプライアンス機能は、実情に即したコンプライアンス・テストを十分に行うことによって、コンプライアンスのモニタリングとテストを行うべきである。コンプライアンス・テストの結果は、コンプライアンス機能の報告ラインを通じ、当該銀行の内部リスク管理手続きに従って上層部に報告すべきである。
41. コンプライアンス統括者は、コンプライアンス関連事項について上級管理職に対し定期的に報告を行うべきである。報告では、パフォーマンス指標など

適宜の測定方法に基づいて判定したコンプライアンス・リスクの特性の変化を含め、当該報告期間に行ったコンプライアンス・リスク評価に言及すべきである。また、把握した違反および（または）欠陥、ならびにこれに対処するために推奨した是正措置の概要を説明するとともに、既にとられた是正措置について述べるべきである。報告の様式は、当該銀行のコンプライアンス・リスクの特性および業務内容に即したものとすべきである。

法令上の責任および外部関係者との連絡

42. コンプライアンス機能は特定の法的な責任（例えば反マネーロンダリングの役割を履行すること）を有している場合がある。また、規制当局、基準設定主体、外部専門家等の外部関係者と連絡を取り合う場合もある。

コンプライアンス・プログラム

43. コンプライアンス機能の責務は、特定の方針や手続きの実施と検証、コンプライアンス・リスクの評価、コンプライアンスのテスト、コンプライアンス関連事項に関する職員の教育といった活動計画を定めたコンプライアンス・プログラムに基づいて果たされるべきである。様々な業務分野を適切にカバーするとともに各リスク管理機能間の調整を図るため、コンプライアンス・プログラムはリスクベースで策定され、コンプライアンス統括者の監視を受けるべきである。

内部監査との関係

原則 8

コンプライアンス機能の活動の範囲と程度は、内部監査機能による定期的な検証を受けるべきである。

44. コンプライアンス・リスクは内部監査機能のリスク評価手法の中に含まれているべきである。認識されたリスクの水準に応じたコントロールのテストを含め、銀行のコンプライアンス機能の適切性や実効性をカバーした監査プログラムが策定されるべきである。
45. この原則は、コンプライアンス機能の活動が独立した検証を受けることを確実にするため、コンプライアンス機能と監査機能が区別されているべきであることを意味している。従って、リスクを評価したりテストしたりする活動が両機能の間でどのように配分されているかについては、銀行の内部に明確

な了解があり、それが文書化されていること（例えば、コンプライアンスに関する銀行の方針や、プロトコル等の関連文書）が大切である。言うまでもなく、監査機能は、監査の過程で把握したコンプライアンスに関する事項について、コンプライアンス統括者に常に情報を提供すべきである。

その他の事項

クロスボーダーの問題

原則 9

銀行は、業務を行っている全ての法域で、適用される法律や規制を遵守すべきであり、コンプライアンス機能の組織、構造および責任は、当該法域の法律上、規制上の要請と整合的であるべきである。

46. 銀行は、現地の支店あるいは子会社を通じて国際的に業務を行うかもしれないし、物理的な拠点を設置せずに他の法域で業務を行うかもしれない。法律上、規制上の要請は法域によって異なり得るし、銀行が行う業務の種類や当該法域への進出形態によっても異なり得る。
47. 特定の法域で業務を行うことを選択した銀行は、現地の法律および規制を遵守すべきである。例えば、子会社の形態で業務を行う銀行は、現地法域の法律および規制に従わなければならない。一部の法域では外国銀行の支店に対して特別な要請が課されることもある。現地で業務を行うため、コンプライアンスに関する各法域に特有の責任は、現地に関する知識と専門性を適切に備えた人物が遂行し、コンプライアンス統括者が銀行のその他のリスク管理機能の協力を得てこれを監視する。
48. バーゼル委は、銀行が様々な正当な理由により、様々な法域で業務を行うことを選択するかもしれないことを承知している。しかし、本部の所在する法域で認められていない商品や業務を何れかの法域で提供したり行ったりする場合は、レピュテーション・リスクが増大する可能性を把握、評価する手続きが定められているべきである。

アウトソーシング

原則 10

コンプライアンスは銀行内のリスク管理業務の中核として位置付けられるべき

である。コンプライアンス機能の特定の業務はアウトソースされるかもしれないが、その場合も、それらの業務は引き続きコンプライアンス統括者の適切な監視を受けなければならない。

49. ジョイントフォーラム（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構）は先般、規制対象機関が行うアウトソーシングについてハイレベルの原則を策定しており、銀行も、これらの原則を参照するよう推奨されている⁴。
50. 銀行は、いかなるアウトソーシング取極めも監督当局による有効な監督の妨げとならないようにすべきである。コンプライアンス機能の特定の業務がどの程度アウトソースされているかに関わらず、取締役会および上級管理職は、適用されるすべての法律、規則および基準への銀行のコンプライアンスに対して引き続き責任を負う。

⁴ 「金融サービスにおけるアウトソーシング」（ジョイントフォーラム、2005年2月、www.bis.org に掲載）